

# 畿央大学学位規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、畿央大学学則（以下「学則」という。）および畿央大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、畿央大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類および専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

2 学士、修士および博士の学位に付記する専攻分野名および英文学位名称を次のとおり定める。

(1) 学士

学部名	学科名	専攻分野名	英文学位名称
健康科学部	理学療法学科	理学療法学	Bachelor of Physical Therapy
	看護医療学科	看護学	Bachelor of Nursing
	健康栄養学科	健康栄養学	Bachelor of Nutrition
	人間環境デザイン学科	人間環境デザイン学	Bachelor of Environmental Design
教育学部	現代教育学科	教育学	Bachelor of Education

(2) 修士

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
健康科学研究科	健康科学専攻	健康科学	Master of Health Science
教育学研究科	教育実践学専攻	教育学	Master of Education

(3) 博士

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
健康科学研究科	健康科学専攻	健康科学	Doctor of Philosophy in Health Science

(学位名称の使用)

第3条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位記の授与)

第4条 学長は、学位の授与を証するため、学位記を授与する。

2 学位記の様式は、別に定める。

## 第2章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、学則第37条に定める卒業の要件を満たした者に授与する。

(学士の学位授与の審議)

第6条 教授会は、学士の学位授与の可否について審議する。

(学士の学位授与)

第7条 学長は、前条の審議結果に基づいて学位を授与できると決定した者に学位を授与する。

### 第3章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第8条 修士の学位は、大学院学則第28条第1項に定める修士課程の修了要件を満たした者に授与する。

(修士の学位の申請)

第9条 修士の学位を申請する者は、所定の学位論文審査願に修士論文または特定の課題についての研究の成果3部を添えて、当該の研究科長に申請するものとする。

(資料等の提出)

第10条 修士の学位を申請する者は、前条の申請にあたり学位論文の参考として他の論文を添付することができる。

- 2 研究科長は、学位論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第11条 修士課程の最終試験は、学位論文に関連のある専門分野について、筆記または口述により行なうものとする。

(審査委員会)

第12条 研究科委員会は、学位論文の審査および最終試験を行なうため、審査委員会を設ける。

- 2 修士の学位に係る審査委員会は、当該の研究科委員会の委員の互選により2人以上で構成する。各審査委員会に主査を置く。
- 3 当該の研究科委員会において、審査のため必要があると認めるときは、その他の本学教員、他の大学院または研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査結果の報告)

第13条 審査委員会は、論文の審査および最終試験が終了したときは、すみやかに、その結果を当該の研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第14条 各研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否について審議する。

(審議結果の報告)

第15条 研究科長は、研究科委員会の審議の結果を大学院委員会に報告しなければならない。

(修士の学位授与)

第16条 学長は、大学院委員会の審議に基づいて学位を授与できると決定した者に修士の学位を授与する。

### 第4章 博士の学位

(博士の学位授与の要件)

第17条 博士の学位は、大学院学則第28条第2項に定める博士後期課程の修了要件を満たした者に授与する。

- 2 前項のほか、本学大学院が行う博士論文の審査および所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力を有すると認められた者に博士の学位を授与する。

(博士の学位の申請)

第18条 博士の学位を申請する者は、所定の学位論文審査願に博士論文5部、論文目録、論文の内容の要旨および履歴書を添えて、当該の研究科長に申請するものとする。

- 2 前条第2項の規定による者は、申請にあたり別表1に定める学位審査手数料を納付するものとする。納付さ

れた学位審査手数料は、申請が受理されない場合のほかは返付しない。

(資料等の提出)

第 19 条 博士の学位を申請する者は、前条の申請にあたり学位論文の参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科長は、学位論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(博士論文の受理)

第 20 条 第 17 条第 2 項により、博士の学位の申請があったときは、研究科長は、当該研究科委員会の議を経て、これを受理する。

(最終試験)

第 21 条 博士後期課程の最終試験は、学位論文に関連のある専門分野について、筆記または口述により行なうものとする。

(学力の確認)

第 22 条 第 17 条第 2 項の規定により論文を提出した者に対する学力の確認は、学位論文に関連のある専門分野および外国語について、筆記または口述により行なうものとする。ただし、研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認ができると認めたときは、その全部または一部を免除することができる。

(審査委員会)

第 23 条 研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験および学力の確認を行なうため、審査委員会を設ける。

2 博士の学位に係る審査委員会は、当該の研究科委員会の委員の互選により 3 人以上で構成する。各審査委員会に主査を置く。主査は、特別研究を担当できる教員であることとする。研究指導教員および審査の対象となる論文の共著者は審査委員になることができない。

3 当該の研究科委員会において、審査のため必要があると認めたときは、その他の本学教員、他の大学院または研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査結果の報告)

第 24 条 審査委員会は、論文の審査、最終試験および学力の確認が終了したときは、すみやかに、その結果を当該の研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第 25 条 各研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位の授与の可否について審議する。

(審議結果の報告)

第 26 条 研究科長は、研究科委員会の審議の結果を大学院委員会に報告しなければならない。

(博士の学位授与)

第 27 条 学長は、大学院委員会の審議に基づいて学位を授与できると決定した者に博士の学位を授与する。

(博士論文の要旨等の公表)

第 28 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に文部科学大臣に報告するとともに、その当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 29 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したとき

は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行なう前2項の規定による公表は、本学の協力により、インターネットの利用により行なうものとする。

## 第5章 学位授与の取消

(学位授与の取消)

- 第30条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚すことがあったときは、学長は、学士については教授会、修士および博士については大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## 第6章 雑則

(改廃)

- 第31条 この規程の改廃は、教授会および大学院委員会の議を経て、学長が行なう。

附 則

畿央大学大学院学位規程を廃止し、この規程に統合する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

申請者	手数料
本大学院博士後期課程に在籍していた者	20,000 円
上記以外の者	100,000 円